

## ■ 平成22年度下半期 町の財政状況報告(平成23年3月31日現在)

町では、皆さんに町の財政状況を正しく理解していただくとともに、納められた税金や国・県支出金がどのように使われているかを知っていただくため、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、年2回(広報壬生6月・12月号)財政状況を公表しています。今回は、平成22年度下半期までの収入と支出の状況等についてお知らせします。なお、今回公表するものは、平成23年3月末までのものであり、決算額ではありません。これは3月末までに確定した債権債務について整理を行うために4月1日から5月31日までの2ヶ月間を出納整理期間とすることが認められているためです。

### 《一般会計の概要について》

平成22年度一般会計の当初予算額は、**113億6千万円**でしたが、5回の補正予算の実施により、当初予算に比べ**6.2%増の120億6,918万7千円**の現計予算額となっています。

平成23年3月31日現在の収入済額は、**107億1,371万1千円**で、予算額の**88.8%**になります。また支出済額は**107億5,395万4千円**で、予算額の**89.1%**となっています。科目別の状況については別表のとおりです。

## ■ 【早わかり財政用語】

町の予算についてご理解いただくために、基本的な用語について説明いたします。

### ○予算

町の業務は4月から翌年3月までの1年間をサイクルとしています。その中で、町が1年間で使えるお金に対して、何にどれだけのお金を活用する予定かを示した計画のことを「予算」といいます。

また予算は、「町の行政がどのような形で行われているかを具体的に表現したものであり、皆様に情報を提供し、皆様が納められた税金が、どのように使われ、効果がどのように皆様に還元されるかを判断する」という意味からも重要な役割を持つものといえます。

## ○一般会計

町の基本的な財政運営に必要な経費を計上した会計のことで、町の会計の中心をなすものです。

その意味では、町の存立の目的を達成するために必要な経費を経理するための会計ということができます。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費等が一般会計に計上されます。

このほかに、特定の事業を行うために設けられた会計を「特別会計」といい、壬生町では、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計などがあります。

## ○歳入

1年間に町に入るすべての収入のことを言います。これが年間に町が活用することのできるお金となります。つまり、歳入の金額によって歳出の額が決まってくるわけです。

### ●町税とは

税金にはその性質や内容により、国、県、市町村それぞれに対して納められるものがあり、その中で町に納められるものを「町税」といいます。主なものとしては、町内に住所のある皆様に納めていただく町民税や、町内に資産をお持ちの方に納めていただく固定資産税などがあります。

### ●地方特例交付金とは

恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収額を補てんするために交付される「減税補てん特例交付金」および児童手当制度拡充に伴う地方の負担増に対応するために交付される「児童手当特例交付金」からなります。

### ●地方交付税とは

国に納められた一部の税金から一定の割合で、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう、国から町へ配分される税のことをいいます。これにより、全国どこに住んでいてもバランスよく、公平な公共サービスが受けられるようになっています。

地方公共団体間には、地域による経済力の格差等があるため、地方交付税によって地域間に租税負担と公共サービス水準の著しい格差が発生しないように、調整しているのです。

## ●国庫支出金とは

町が行う公共サービスに必要なお金の一部あるいは全部について、国から町に支払われるお金のことです。

また、国庫支出金とは、一般に「国が特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事業実施に資するため、相当の反対給付を受けないで交付する給付金である」と定義されています。

## ●町債とは

町の長期にわたる借入金のことです。道路や橋、または学校などのように長期にわたって利用される施設の建設に必要な資金について、財政的負担の軽減と、世代間の負担の公平を図るという観点から、町債という形でお金を調達して対応しています。

## ●一般財源とは

歳入のうち、町税や地方交付税などのように使い道が特定されず、どのような経費にも活用することのできるお金のことをいいます。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実情に応じた政策を実施していくためには、使い道が特定されていない一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましいといえます。

## ●特定財源とは

一般財源とは反対に、歳入のうち、国庫支出金や町債のように使い道が特定されているお金のことをいいます。

## ●自主財源とは

町税や使用料などのように、町が自主的に集めることのできるお金のことをいいます。歳入全体に占める自主財源の割合が高いほど、町としては望ましい姿であり、町が行う公共サービスに自主性と安定性が確保されているといえます。

## ●依存財源とは

地方交付税、国庫支出金や町債のように、国の決定や許可により交付されたり割り当てられたりして入ってくるお金のことをいいます。

## ○歳出

町の一年間におけるすべての支出のことを言います。

町では、このお金で様々な事業を行うことによって歳出の額が決まってくるわけです。

### ●総務費

全般的な管理事務、企画調整事務、徴税事務、本庁舎の維持管理等に要する経費が計上されています。

### ●民生費

障がい者や高齢者に対する福祉の充実、子育て環境づくりの推進などに要する経費が計上されています。

### ●衛生費

生活環境の保全、健康の増進、ゴミ・し尿処理などに要する経費が計上されています。

### ●農林水産業費

農業の振興に要する経費、生産基盤の整備に要する経費などが計上されています。

### ●商工費

中小企業の振興及び観光の振興などに要する経費が計上されています。

### ●土木費

道路、橋梁、公園などの整備及び維持管理などに要する経費が計上されています。

### ●教育費

小中学校の教育の充実、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興などに要する経費が計上されています。

- 公債費**

町債の償還元金と利息が計上されています。

- 義務的経費とは**

町の歳出のうち、職員の人件費、町債の返済に充てるための公債費など町が行政活動を行っていくために不可欠な経費や法律などにより町に支出が義務づけられ、任意に削減できないお金のことをいいます。

- 投資的経費とは**

町の歳出のうち、道路や橋、または学校の建設などのように、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が町民の財産として将来に残るものに支出されるお金のことをいいます。

## ■ 一般会計歳入・歳出の状況報告

### ○歳入

(単位:千円・%)

	科目	当初予算額	予算現額	収入済額	対予算比
1	町税	4,665,320	4,594,477	4,444,472	96.7
2	地方譲与税	160,000	160,001	175,585	109.7
3	利子割交付金	10,000	10,000	14,982	149.8
4	配当割交付金	1,000	1,000	6,801	680.1
5	株式等譲渡所得割交付金	1,000	1,000	2,623	262.3
6	地方消費税交付金	320,000	340,000	360,132	105.9
7	ゴルフ場利用税交付金	32,000	32,000	34,987	109.3
8	自動車取得税交付金	50,000	50,000	52,046	104.1
9	地方特例交付金	75,000	68,596	68,596	100.0
10	地方交付税	1,940,000	2,180,378	2,244,994	103.0
11	交通安全対策特別交付金	7,000	7,000	7,216	103.1
12	分担金及び負担金	163,587	160,190	145,942	91.1
13	使用料及び手数料	274,067	279,957	273,583	97.7
14	国庫支出金	1,173,135	1,218,662	1,050,299	86.2
15	県支出金	775,930	853,406	690,494	80.9
16	財産収入	15,931	20,130	20,606	102.4
17	寄附金	3	965	965	100.0

18	繰入金	89,008	132,123	132,122	100.0
19	繰越金	300,000	584,904	584,904	100.0
20	諸収入	386,019	399,198	402,362	100.8
21	町債	921,000	975,200	0	0.0
合計		11,360,000	12,069,187	10,713,711	88.8

○歳出

科目		当初予算額	予算現額	支出済額	対予算比
1	議会費	123,948	119,318	117,929	98.8
2	総務費	1,306,360	1,660,355	1,541,356	92.8
3	民生費	3,639,898	3,797,694	3,440,181	90.6
4	衛生費	899,155	964,847	779,741	80.8
5	労働費	94	94	91	96.8
6	農林水産業費	396,852	397,264	357,213	89.9
7	商工費	535,245	542,224	525,879	97.0
8	土木費	1,606,353	1,712,028	1,346,097	78.6
9	消防費	583,791	567,859	545,301	96.0
10	教育費	1,306,824	1,365,202	1,177,533	86.3
11	災害復旧費	11,502	11,502	0	0.0
12	公債費	929,975	922,634	922,633	100.0
13	諸支出金	3	3	0	0.0
14	予備費	20,000	8,163	0	0.0
合計		11,360,000	12,069,187	10,753,954	89.1

※収支の不足額は、財政調整基金等を運用しました。

## ■ 税の負担状況、地方債現在高

### ○税の負担状況(単位:円)

主な税	町民税	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税	都市計画税	全体
1人当たり	47,244	53,230	1,553	5,432	5,514	112,973
1世帯当たり	129,575	145,993	4,260	14,897	15,123	309,849

※3月末現在の住基人口 39,341 人・世帯数 14,344 世帯

### ○地方債現在高

#### 一般会計

臨時財政対策債	25億986万7千円
臨時地方道整備事業債	12億212万4千円
一般廃棄物処理事業債	7億7,255万8千円
まちづくり交付金事業債	4億9,510万円
減税補てん債	3億9,847万9千円
学校教育施設等整備事業債	1億7,847万7千円
臨時税収補てん債	4,530万5千円
一般会計出資債	4,160万円
(旧)地域総合整備事業債	3,619万3千円
防災対策事業債	2,794万6千円
その他	5,534万6千円
合計	57億6,299万5千円



### 公共下水道事業特別会計

下水道事業債	66億6,350万9千円
--------	--------------

### 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業債	30億3,034万4千円
-----------	--------------

### 水道事業会計

水道事業債	21億3,777万8千円
-------	--------------